

バス通園申込書について

《スクールバス利用者のみ》

下記の申込書に必要事項を記入して園に提出して下さい。

- * 一人1枚の提出となります。
- * 歩き通園のお子様は不要です。

利用規定

1. 通園バスの維持管理費の一部を充当するために、利用者は定められた利用代金を負担する。利用代金は、休園・欠席等による利用回数に関係なく年額 31,200 円を月割りとして利用園児一人につきヶ月 2,600 円を口座引落で納める。
2. バス停は、最寄りのバス停を利用し、所定の時間までに必ず保護者が送迎する。バス停では、近隣の迷惑の迷惑にならないように親子でマナーを守り、安全に待機する。その管理は保護者が負うものとする。
3. 通園時（自宅～バス停）バス停待機中・バス乗車中等に事故が発生した場合は、園が加入する保険を適用して、その賠償の責を負うものとする。
4. その他、園が定める細かな規定を理解し遵守する。

..... 切り取り

スクールバス申込書

令和 年 月 日

大洲こども園長 様

上記の規定を承諾してスクールバス利用を申し込みます。

園 児 名 _____

保 護 者 名 _____ 印

【スクールバス利用停止届け】について

*スクールバスによる通園を停止する時は、下記の届けを提出して下さい。
この届けが提出されてから、金融機関にバス代の引落とし停止の手続きを園から行います。

*月の途中でスクールバスの利用を停止した場合でも、引落としの停止は翌月からになります。
(引落としが停止されているかどうか通帳で確認して下さい。停止されていない場合は、直ちに事務室にお知らせ下さい。)

*届けは必要事項を記入し、押印して事務室に届けて下さい。

*園児一人につき一枚の提出になります。(例えば、兄弟二人で利用している場合は、それぞれ一枚ずつ提出して下さい。)

..... 切り取り

スクールバス利用停止届け

令和 年 月 日

大洲こども園長 様

令和 年 月 日からスクールバスの利用を停止します。
つきましては、バス料金の引落としを、令和 年 月から停止して下さい。

園 児 名 _____

保 護 者 名 _____ 印

